

○八王子市東浅川保健福祉センター・南大沢保健福祉センター心身障害児緊急一時保護事業実施要綱（平成14年4月1日施行）

平成14年4月1日施行 改正 平成15年6月27日 平成26年6月1日 平成30年1月1日

第1 目的

この要綱は、在宅の心身障害児（以下「障害児」という。）の福祉対策の一環として、保護者又は家族（以下「保護者等」という。）の疾病等により、緊急に保護を必要とする障害児を市が一定期間施設にて保護することにより、安定した家庭生活の維持と福祉の増進を図ることを目的とする。

第2 対象者

1 保護の対象者は、市内在住の小学校入学前までの障害児で、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 保護者等の疾病、事故又は出産等の事由により、一時的に介護がなされなくなる者

(2) 近親者の冠婚葬祭等により保護者等が不在となり、一時的に介護がなされなくなる者

(3) その他市長が特に認めるもの

2 前記1に規定する障害児とは、知的障害（おおむね愛の手帳1～4度）、身体障害（おおむね身体障害者手帳1～3級）を有する者をいう。

3 前記1の規定にかかわらず、医療機関での入院及び加療を受ける必要があると認められる者、医療行為・処置が必要な者、看護を要する者については、緊急一時保護の対象としないものとする。

第3 保護施設及び定員

1 本事業を実施するため、東浅川保健福祉センターおよび南大沢保健福祉センターを保護施設とする。

2 各保護施設の定員は原則として1名までとする。

第4 保護の申請及び決定

1 保護を希望する障害児（以下「保護児」という。）は、あらかじめ登録するものとする。

2 保護の必要が生じたときは、保護の前々日までに市長に対し、別に定める手続きにより申請しなければならない。

3 市長は、前記2の申請を受理したときは、速やかに保護の必要性を確認のうえ、保護の決定を行うものとする。

第5 保護の期間

保護する期間は、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）

第3条に規定する休日及び各保護施設の休館日を除く連続5日以内とし、時間は、午前9時から午後5時までの間とする。

ただし、保護中に体調不良等にて医療等が必要と判断した場合についてはその限りではない。

第6 経費

本事業に要する経費は、市の負担とする。

第7 保護児および介護人の登録

- 1 保護児および介護人の登録については、各施設において行うものとする。
- 2 介護人は原則として保育士とする。

第8 その他

この要綱の施行について必要な事項は、別に定めるものとする。

付則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成15年6月27日から施行する。

付則

この要綱は、平成26年6月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成30年1月1日から施行する。